

<今号の内容>

1. 「役員報酬」および「関係者への利益供与」について議論
～第 10 回社会保障審議会 福祉部会～
2. 「福祉経営における人的資源管理」
～日本社会事業大学専門職大学院 社会福祉法人向け講座のご案内～

1. 「役員報酬」および「関係者への利益供与」について議論 ～第 10 回社会保障審議会 福祉部会～

12 月 19 日（金）、第 10 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

「業務運営・財務運営の在り方について」を議題に厚生労働省から、役員報酬、関係者への特別の利益供与の禁止等の 2 点について以下のとおり論点が示された。

1. 役員報酬について

- 公益財団法人と同様に、役員報酬等は、定款の定め又は評議員会の決議により決定することとしてはどうか。
 - 公益財団法人等と同様に、不当に高額なものとならないような理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を定め、公表することを法律上義務付けてはどうか。
 - 理事、監事及び評議員に対する報酬等の適正な水準を担保するため、役員等の区分ごとの報酬総額を公表するとともに、個別の役員等の報酬額について所轄庁への報告事項としてはどうか。
- ※役員報酬等には、職員給与又は職員賞与として支給される分を含むこととしてはどうか。

2. 関係者への特別の利益供与の禁止等について

- 公益社団・財団法人制度と同様に、特別の利益供与を禁止する規定を法令上明記すべきではないか。
 - 財務諸表の注記対象となる関連当事者の範囲については、公益財団法人制度を参考に、
 - (1) 当該社会福祉法人を支配する法人若しくは当該社会福祉法人によって支配される法人又は同一の支配法人をもつ法人
 - (2) 当該社会福祉法人の評議員及びその近親者に係る要件を加えることとしてはどうか。
- ※なお、社会福祉法人の場合は、法人外への資金拠出が制限されていることから、被支配法人の資金調達額に占める当該社会福祉法人からの融資割合に関する要件を設ける必要はないのではないか。

※社会福祉法人が株式を保有する場合、営利企業を実質的に支配することがないように、その保有割合は2分の1を超えてはならないこととされているが、公益財団法人制度については、公益認定の要件として法令上明記されていることから、社会福祉法人制度においても、同様の取扱いとしてはどうか。

○社会福祉法人会計基準において、財務諸表の注記事項として関連当事者との取引内容の開示の対象となる取引の範囲については、公営貴法人会計基準と同様に取引額が100万円を超える取引としてはどうか。

委員の意見は以下のとおりである（→は厚労省の説明）。

（文責：事務局）

（1）役員報酬について

- ・役員報酬を出しにくい仕組みであったため、理事等が施設長等を兼務し、職員としての給与を受けていた経緯がある。役員報酬を認めれば、職員給与は不要になるため、わざわざ職員給与まで公開する必要はないのではないか。（武居委員）
→勤務実態に即していない職員給与があるとの批判もあるので、説明責任を果たすためにも公開が必要ではないかと考えている。
- ・少額日当については、どういう扱いか。（橋委員）
→金額が大きければ報酬と判断するが、実費相当額については交通費として良いのではないかと。今後整理していく。
- ・透明性を示すためにも職員給与も含めて公開されるべき。公営企業は職員給与もすべて公開されている。（花井委員代理：平川参考人）
- ・措置事業は本部に資金を入れられず、無給で役員をお願いしている。日当すらままならない。（藤野委員）
- ・役員に責務がある以上、役員報酬は当然支払うものであり、その支払いが適正かどうか公開すべき。（柳川委員）
- ・一部高額な報酬をもらっている法人がある以上は、チェックは必要であり、それは行政しかできず、チェックするにあたっては国が基準を定めるべき。基準については、1施設のみであればそれは施設経営であり、複数施設を経営していたり、全国展開しているような法人とは違いがあってしかるべき。（藤井委員）
- ・退職慰労金については、法人売買の手段として使われていることもあるので、個人単位での開示をするべきではないか。（藤井委員）
→個人情報との兼ね合いもある。他の制度と比較した検討が必要である。
- ・各法人の公開だけではなく、都道府県単位でのまとめたの公開が必要ではないか。（柳川委員）
- ・何をもって適正と判断するか、「常勤・非常勤」の定義など、明確な基準がないと骨抜きになってしまう。（黒岩委員代理：石黒参考人）
- ・個人ごとの公開については個人情報との兼ね合いもあるが、一定額以上は公開する、もしくは上限額を設けるなどの対応があってはどうか。（松原委員）
- ・役員報酬を適正に支払える仕組みが必要。上限の設定については、そこまで支払ってよいという考えをもたせかねないのでためらいを覚える。（関川委員）

- ・本部会計への資金移動をもっと行いやすくするべき。(松山委員)
- ・報酬基準を評議員会が決定することはよい。その前に、理事会・評議員会・監事の役割が重くなることから、報酬は必要であるという考えを明確にすべき。いまだに評議員は無報酬にすべしと指導する自治体がある。また規模に応じて上限があってもよい。(対馬委員)
 - 理事会・評議員会・監事については責任が重くなるので、当然報酬は必要であるし、そのように所轄庁にも指導していく。
- ・上限設定は賛成であるが、ここまで貰ってよいと捉えられることは問題。専従要件の考え方などを示すことは必要。(藤井委員)
 - 評議員会が報酬基準を決めるということは絶対。報酬総額は公開する。個別報酬については、行政へ報告するというのが妥当ではないかと考える。
- ・評議員会だけで牽制機能、チェック機能が果たせるか。(藤井委員)
- ・役員報酬の公表に一番反応するのは、職員ではないか。職員給与の抑制にならないようにしなければならない。(松山委員)
- ・報酬を公開することでチェック機能は働くが、チェック後におかしいと思った人の受け皿があるべきである。本来は行政の役割。(藤井委員)
- ・社会福祉法人の自主的な努力がなければこの改革は厳しいものとなる。グランドデザインを経営協などの団体が示すべき。(藤井委員)
- ・行政がチェックする際は基準を明確にすべき。また公開することで職員からの牽制機能も働く。(花井委員代理：平川参考人)

(2) 関係者への特別の利益供与の禁止等について

- ・通常の価格よりも高いと判断するのは所轄庁か。(橘委員)
 - 取引内容の判断は所轄庁が判断するものと考えている。
- ・取引内容開示について 100 万円では事務量が膨大になる。主旨に反対ではないが、それ相応の手当てがなければ難しい。(藤野委員)
- ・他の公益法人と比べると、社会福祉法人は事業型の公益法人である。100 万円となると月に 8 万円程度となり、消耗品についても超えてしまう。また地方では、評議員の 3 親等以内ともなると相手先がいなくなってしまう。公益法人並びの考え方はわかるが、一方で、社会福祉法人の実態に合ったものとして欲しい。(福間委員)
 - 社会から見れば 3 親等内くらいは説明責任がある。ただ、事務負担については考慮が必要。
- ・100 万円という数字には根拠がないように思う。機能停止する法人も出てこないとは限らないので、単に公益法人並びというだけではなく、実態を調査し、根拠に基づいた検討をすべき。(藤井委員)
- ・実態調査は必要である。また、過去の関係を優先して取引先を決めているようでは経営の観点からは疑問が残る。(柳川委員)

また、議論の後半、今回の協議題のほかに、本部会の進め方や考え方について議論が行われた。主な意見は以下のとおりである。(文責：事務局)

- ・比較されている学校法人や医療法人はまだ改革がされておらず、社会福祉法人が先陣を切って見直しが進められている。今、見直して終わりではなく、周りの状況を鑑みながら継続して検討を行う必要がある。(藤井委員)
- ・部会の検討状況についてどのような規制になるか、と聞かれることがあるが、そうではない。社会福祉法人に規制をかけるための検討ではなく、法人ごとの自主的な経営ができるための検討をしている。自主性を国民から認めてもらうために、ガバナンスを強化し、公益性を高める議論をしている。グランドデザインは関係団体が作るべき。(田中部会長)
- ・社会福祉を国民のためにどう発展させていくかがここでの議論。地域公益活動について、周囲から理解されていない節があるが、社会福祉法人はこれまで先駆的に地域ニーズに取り組み、それが制度化されてきたという国民の福祉発展を担ってきた背景がある。地域公益活動についても同じことが言えるのではないか。(武居委員)
- ・地域公益活動については、お金だけ出せばいいと思っているような法人もあるように社会福祉法人側も主旨を理解していないのではないか。イノベーションこそ社会福祉法人のミッションであるがその意識が後退している。社会福祉法人側がこの改革の主旨を理解しなくてはならない。(藤井委員)
- ・制度化された業界は同じことだけ続けていても批判を受けやすく、支持を失う。イノベーションを続けなければ、他の主体に主導権を取られてしまう。(宮本部会長代理)
- ・行政としては、地域公益活動よりもまずは本来事業をしっかりやってほしい。(黒岩委員代理：石黒参考人)
- ・役員解任など「退出ルール」をしっかりと設けないと業界全体のモラルが低く見られてしまう。(関川委員)
- ・罰則等大事なことは法律上に明記すべき。指導、命令、解散の権限は所轄庁がすでに持っている。(福岡委員)

当日の資料は、右記URL参照。<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000069451.html>

なお、当初年内でのとりまとめが予定されていたが、衆議院選挙等により部会の開催が見送られたことから、来月以降となる見通し。次回は、平成27年1月16日に開催される。

2. 「福祉経営における人的資源管理」

～日本社会事業大学専門職大学院 社会福祉法人向け講座のご案内～

日本社会事業大学専門職大学院において標記講座の受講者を募集している。同講座は、福祉経営に携わる社会福祉法人の人的資源管理のあり方を、対話を通じて考えることを

目的に、大学院の授業の一環として開催される。

詳細および申込は、別紙チラシまたは以下のURLを参照いただきたい。

<http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/topics/2013/2014-1205-01.html>

<日時・内容> ※敬称略

【第1回】：1月10日（土） 9:00～12:00『人的資源管理の全体像を理解する』

ゲスト：合掌苑 理事長 森一成

【第2回】：1月24日（土） 9:00～12:00『イノベティブな組織をつくる』

ゲスト：福祉楽団 サポートセンター長・常務理事 飯田大輔
施設長・理事 上野興治

13:00～16:00『学習するチームをつくる』

ゲスト：真寿会 統括施設長・副理事長 荻野光彦

【第3回】：1月31日（土） 9:00～12:00『研修体系を構築し、軌道に乗せる』

ゲスト：海光会 施設長・理事長 長谷川みほ

リガーレグループ本部 きたおおじ マネージャー 村田麻起子

<開催場所> 日本社会事業大学 文京キャンパス（茗荷谷駅より徒歩7分）

<募集定員> 20名

<問い合わせ先> 日本社会事業大学 大学院教務課 Tel：042-496-3105

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても無料でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、無料で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）